

《 組合員資格 》

退職者の継続加入について、定款および退職者の組合員資格任意継続に関する規程に基づき、この取り扱い要領を定めます。

I. 退職後も継続して学校生協の事業利用を希望する場合

組合員資格を継続する「継続加入組合員」の手続きをお願いします。お申し込みにあたっては、別紙「供給およびサービス事業」および「保険共済事業」の各取り扱い要領をご参照ください。

※「継続加入組合員」は、退職後も引き続き学校生協組合員として現職中のメリット(一部を除く)を継承できます。原則として、現職中と同様に共同購入、指定店、ガソリン、保険(一部を除く)等をご利用いただけます。

⇒ **I. 継続加入を希望する場合**をご参照ください。

II. 退職後は学校生協の事業利用を希望しない場合

学校生協を「脱退」することとなります。出資金払い戻しの手続きをお願いします。

⇒ **II. 継続加入を希望しない場合**をご参照ください。

I. 継続加入を希望する場合

1. 「継続加入組合員」の申し込み手続き

(1) 申し込み方法

組合員が退職し、退職後も栃木県学校生協を任意継続して利用を希望する場合は、「継続加入申込書」(書面)にご記入のうえ、組合員が希望する金融機関の預金口座振替依頼書(書面)を添えてお申し出ください。

※「組合員が希望する金融機関」については、後記「5. 利用代金の支払方法」に記載しています。

(2) 申し込み期限

退職したとき(退職日)より90日以内とします。

※これを経過した場合、脱退の予告があったとみなします。

(3) 継続加入申込書受理後の承認手続き

継続加入の申し込みを受理した後、理事会において承認の可否を協議し、その結果はご自宅宛てに通知します。

2. 出資金の取り扱い

現在お預かりしている出資金全額を継続してお預かりします。

※1 やむを得ない理由で出資口数の減少(出資金の払い出し)を希望する場合は、栃木県学校生協定款第17条の規定により、12月末日までに学校生協で受理した払い戻し分を翌年3月に指定口座へお振り込みします(別途、手続きが必要です)。

※2 継続加入の申し込み時に新たにご請求する金額はありません。

3. 組合員番号(組合員コード)および組合員証の取り扱い

現職中に使用していた組合員番号(コード)および組合員証を継続して使用します。

4. 学校生協からの情報発信について

(1) ホームページでは、組合員への重要なお知らせを掲載しています。

(2) マイページ登録者へは、学校生協からの情報をメールで配信します。

(3) 学校生協だより(年3回発行)は、チラシ・カタログ配付希望者へお送りします。

※チラシ・カタログの配付希望については、別紙「供給およびサービス事業」に記載しています。

学校生協ホームページ



5. 利用代金の支払方法

- (1) 学校生協が取り扱う金融機関のうち組合員が希望する金融機関の預金口座より、毎月15日に引き落としします。
- (2) ご利用代金の金額や内訳は、学校生協のマイページよりご確認ください。ご利用代金のご請求額が確定した旨のお知らせは、メールでお送りします。
- (3) 継続加入申し込み時の口座引落とし手続きが完了するまでのお支払いは、学校生協からお送りする振り込み用紙にて支払い期限内にお振り込みください。

【取り扱い金融機関】

1	足利銀行	12	中央労働金庫 ※県内分のみ
2	ゆうちょ銀行	13	宇都宮農業協同組合
3	栃木銀行	14	上都賀農業協同組合
4	足利小山信用金庫	15	はが野農業協同組合
5	栃木信用金庫	16	下野農業協同組合
6	鹿沼相互信用金庫	17	小山農業協同組合
7	佐野信用金庫	18	塩野谷農業協同組合
8	大田原信用金庫	19	那須野農業協同組合
9	烏山信用金庫	20	那須南農業協同組合
10	真岡信用組合	21	佐野農業協同組合
11	那須信用組合	22	足利市農業協同組合

【関連する規則】



◀ 栃木県学校生協 組合員の事業利用と
利用代金支払いに関する規則



◀ 栃木県学校生協 組合員証および指定店
利用カード(旧:給油専用カード)利用規則

6. 現況確認方法

- (1) 出資金通知等の送付(例年8月実施予定)により組合員の所在を確認することとします。住所を変更したときは、速やかに住所変更の手続きをお願いします。
- (2) 出資金通知等が住所不明等で返送された場合は、定款第84条に基づき、事務所の店頭掲示および電子公告にて資格喪失および出資金払い戻し請求権の消滅の公告をします。
- (3) 住所不明者の出資金払い戻し請求権の消滅は、生協法第23条の規定により、出資金額通知等の送付物返送受付日から起算し、その2年後に払い戻し請求権は時効となります。

【関連する規則】



◀ 栃木県学校生協 定款



◀ 栃木県学校生協
住所不明組合員のみなし自由脱退手続規則

7. 継続加入組合員の脱退

学校生協の脱退については栃木県学校生協定款の規定により取り扱います。

本人都合による脱退(自由脱退)の場合は、栃木県学校生協定款第10条第1項の規定により、12月末日までの脱退の届け出(「脱退届出書 兼 出資金払戻申請書」のご提出)により、出資金全額を翌年3月に指定口座へお振り込みします。

(1) 自由脱退

- ① 事業年度の末日90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退する
- ② 住所の変更届けを2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなす
- ③ その他定款の定めに該当するとき

(2) 法定脱退

- ① 死亡
- ② 1年間利用をしないとき(除名)
- ③ 支払い義務を履行しないとき
- ④ その他定款の定めに該当するとき

Ⅱ．継続加入を希望しない場合

1．脱退の手続き

学校生協の脱退については定款の規定により取り扱います。

- (1) 組合員が退職し、退職後は栃木県学校生協の任意継続を希望しない場合は、「脱退届出書 兼 出資金払戻申請書」(書面)にご記入のうえ、組合員証、指定店利用カード、各種ガソリンカードを添付してお申し出ください。
- (2) 学校生協を通じて、めぶきカードのDCビジネスゴールドカードを発行している場合は、前記(1)に加え、(株)めぶきカード宛ての「会員退会届(個人用)」にDCビジネスゴールドカードを添付して学校生協へ提出してください。

【前記(2)に関連します】

DCビジネスゴールドカード(めぶきカード、旧 あしぎんカード)をご利用中の方へ

通常、ゴールドカードの年会費は11,000円(税込)ですが、栃木県学校生協と(株)めぶきカードの提携により、**組合員は年会費不要**となっています。

学校生協を通じてDCビジネスゴールドカード(めぶきカード、旧 ゴールドカード)を発行している方で、退職後も継続してDCビジネスゴールドカードの利用を希望する場合は、「Ⅰ．継続加入を希望する場合」の手続きにより、継続加入組合員としてご利用いただくことをお勧めいたします。

- (3) 学校生協を脱退後の再加入はできません。

2．出資金の取り扱い

出資金返還時において、学校生協への債務が完済している場合に次のとおりに取り扱います。

- (1) 年度末で退職の場合、「脱退届出書 兼 出資金払戻申請書」の提出を6月末日までに受けた後、その年の8月に口座振込により全額返還します。
- (2) 期中退職の場合、「脱退届出書 兼 出資金払戻申請書」の提出を受け、事務処理期間を経過した後、口座振込により全額返還します。

組合員資格、出資金、DCビジネスゴールドカードに関するお問い合わせ先

学校生協 管理課

フリーダイヤルTEL：0120-65-3324

Eメール：info@tochi-gaku.com

附則

この要領の改廃は理事長専決事項で行う。

この要領は2024年1月15日より実施する。